

## 必須・選択事務事業実施要領の調製及び住民説明会の実施について

### 1 趣旨

必須・選択事務については、事務事業実施要領（案）（以下、「実施要領」）をお示しし、平成 22 年度からの活動の参考としていただいています。その後、連絡会を通じたご質問を受けたり、市として方針を明らかにしたことによる変更や、事業そのものを廃止するものが生じてきています。

このため、平成 22 年度からの活動に資するため、再度実施要領を見直し調製を行うとともに、円滑な移行のため住民説明会を実施したものの。

### 2 必須・選択事務事業実施要領の調製について

(1) 必須・選択事務事業実施要領 別添のとおり

(2) 主な調製内容

① 現時点で想定される事務手順等に追加・修正

② 一部選択事務の廃止

・長野地域ふるさと市町村圏だより「エリアながの」の配布

平成 21 年 4 月 1 日号をもって廃刊となったため選択事務から削除する。

・市民手帳予約募集の回覧及び取りまとめ

平成 21 年度をもって市民手帳を廃刊とすることから選択事務から削除する。

・農業共済事業に係る NOSAI 部長の選出

必須事務事業実施要領の巻末「地区個別・臨時的に相談させていただく委員等推薦」に位置づけを変更する。

### 3 住民説明会の実施

	北部地域	南部地域
期 日	2 月 9 日（火）	2 月 8 日（月）
会 場	若里市民文化ホール	篠ノ井市民会館ホール
時 間	午後 1 時～4 時 30 分	午後 1 時～4 時 30 分

### 4 住民自治協議会が申請できる補助等制度の一覧について

別紙 「住民自治協議会が申請できる補助等制度の一覧」のとおり